

岩手県農林水産部優良建設関連業務表彰要領

(目的)

第1 この要領は、農林水産部各室課長又は広域振興局の農林水産担当の部長及びセンター所長、農村整備室長、林務室長が発注した建設関連業務（「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 58年12月23日岩手県告示第1328号）」第2条に掲げる建設関連業務をいう。以下同じ。）で優秀な成績を収めた受注者及びその業務を担当した技術者等を表彰することにより、建設関連業務に係る技術の向上と公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(表彰の種別)

第2 表彰は、次に掲げる種別とする。

(1) 優良建設関連業務表彰

- ア 測量業務部門
- イ 建築関係業務部門
- ウ 土木関係業務部門
- エ 地質調査業務部門
- オ 補償関係業務部門
- カ 調査関係業務部門

(2) 優良技術者表彰

前号に掲げる優良建設関連業務において委託業務成績評定要領（平成15年3月26日付け建技第573号）（以下「評定要領」という。）に基づく評定対象の業務分類を担当した管理技術者等（（測量作業及び地盤調査に関する業務の場合は「主任技術者」、用地調査等に関する業務の場合は「主任担当者」をいう。）以下同じ。）

(表彰の要件)

第3 第2（1）の優良建設関連業務表彰は、表彰の前年度に完了した建設関連業務について、次の各号の全てに該当するもののうち、成績が優秀な受注者について行う。

(1) 評定要領に基づき成績評定を行った業務

(2) 評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務評定」項目の総合評定点及び配置した技術者における「技術者評定」項目の総合評定点が優秀な成績であると認められる業務

(3) 県内に本店又は営業所（「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成20年7月1日岩手県告示第504号）」4（4）に掲げる営業所をいう。）を有する受注者

2 第2（2）の優良技術者表彰は、前項に掲げる優良建設関連業務表彰の管理技術者等について行う。

(欠格事項)

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設関連業務については、表彰の対象としない。

(1) 受注者が表彰の前年度又は当該年度の表彰日の前日までに、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）に基づく指名停止又は文書警告を受けた場合

(2) 評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務執行に係る過失に伴う減点」、「事故等による減点」又は「契約不適合責任又は発注者の損害賠償請求等による減点」項目の評定を受けた業務

(3) その他、受注者に表彰の対象としてふさわしくない行為があった場合

2 設計共同体の構成員に前項各号のいずれかに該当する者がある場合は、その設計共同体は表彰の対象としない。

(表彰対象の選定)

第5 第3第1項の優良建設関連業務表彰の表彰候補は、別に定める選定基準等により建設関連業務発注件数（表彰の前年度に完了し成績評定を行った建設関連業務の件数をいう。）全体の5%程度の件数（ただし、概ね10件を上限とする。）とする。

2 第3第2項の優良技術者表彰の表彰候補は、前項により選定した優良建設関連業務表彰を担当した管理技術者等とする。

3 前各項の選定にあたり、農村計画課総括課長は、別に定める選定基準等により優良建設関連業務表彰対象一覧表（様式第1号）を作成するものとする。

(表彰委員会)

第6 表彰の候補となる建設関連業務及び管理技術者等の選定を行うため、農林水産部優良建設関連業務表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、第5第3項により作成した一覧表をもって委員会に諮り、表彰候補の選定を行うものとする。

3 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

4 委員がやむを得ない理由のため委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 委員会の事務局は、農村計画課に置くものとする。

(表彰の決定)

第7 農林水産部長は、委員会によって選定された表彰候補の中から被表彰者を決定するものとする。

2 農林水産部長は、前項の決定を行ったときは、被表彰者に通知する。

(表彰の方法)

第8 表彰は、農林水産部優良建設関連業務表彰式において、賞状を授与して行う。

2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。

(表彰の取消し)

第9 農林水産部長は、この要領により表彰された優良建設関連業務において、後日、成果物に関する契約不適合責任又は発注者の損害賠償請求等が実施されたときその他表彰の対象としてふさわしくないことが明らかとなったときは、当該被表彰者の優良建設関連業務表彰を取り消すものとする。

2 前項の規定は、優良技術者表彰も同様とする。

(表彰の時期)

第10 表彰は毎年度1回行う。ただし特別な理由があるときはこの限りでない。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 この要領による事務は、農村計画課、森林保全課及び漁港漁村課が所掌する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から実施する。

この要領は、令和5年12月8日から実施する。

この要領は、令和7年10月1日から実施する。

別表 岩手県農林水産部優良建設関連業務表彰委員会

構 成	所 属	備 考
委員長	農村整備担当技監	
副委員長	林務担当技監	
	水産担当技監	
委員	農村計画課総括課長	
	農村建設課総括課長	
	森林保全課総括課長	
	漁港漁村課総括課長	
事務局	農村計画課企画調査課長	
	農村計画課技術指導担当	